

新型コロナウイルスの流行による

面会制限のお願い

当院では、新型コロナウイルスの流行による入院患者様への感染を防止するため、流行が終息するまでの間、面会を原則的に禁止させていただきます。ただし、特別な事情がある場合に限り、健康状態に問題のないご家族のみ面会を許可しております。

【特別な事情の例】

- ・手術や終末期、病状の悪化等による付き添いや面会を主治医が必要と判断し許可した場合。

上記のような事情があり来院される場合でも、1日にご面会できる人数は2名以内でお願い致します。1日に2名以内ではありますが、主介護者を含めた5名までは（5名は固定し、事前に確認させていただきます）日にちを改めたご面会を許可する場合があります。（小学生以下は不可）

- お荷物や洗濯物等の受け渡しの時間は、面会者受付で13時～17時とさせていただきます。（時間外の持ち込みは原則認めておりません）
 - *お手数ですが受け渡しの際に洗濯物を入れる袋を交換用として2つご用意ください。
 - *当院指定のクリーニング業者もご利用いただけますので、ご相談ください。
- 上記のような事情により面会が許可された場合でも、必ず正面玄関受付で面会記録用紙に記入し、「面会許可証」を受け取り携帯してください。
- 新型コロナウイルス感染症（疑い）の人と接触した場合や、発熱（37.0℃以上）、のどの痛み、咳、痰、くしゃみ、強いだるさ（倦怠感）、鼻水、下痢、嘔吐等の体調不良がある場合は面会をお断りしています。
- マスクは事前に準備の上、ご来院いただきますようお願い致します。また、入室前の手指消毒の実施もお願い致します。マスクを着用されていない場合は、ご面会をお断りさせていただきます。

また、納品・配達・修理・保守業務以外の不要、不急の立ち入りは、当面の間ご遠慮いただきますようお願いいたします。

流行が終息するまで当面の間は面会制限を実施しますので、ご理解とご協力をお願い致します。

令和4年7月20日

病院長